

## 有害鳥獣捕獲活動中における事故の発生について

### 1. 発生日時

平成 2 9 年 6 月 1 0 日 (土) 午前 8 時 5 0 分頃

### 2. 発生場所

出雲市西林木町 林道西林木線沿い山林内

### 3. 被害者

出雲市中野美保北在住 8 0 歳 男性

### 4. 事故の発生状況

ニホンジカの捕獲許可を受け、出雲市有害鳥獣捕獲員の 7 8 歳男性と 8 0 歳男性 2 人で捕獲活動を行っていたところ、7 8 歳男性が発砲した散弾銃の弾が、8 0 歳男性の右腕に誤って当たる事故が発生しました。

現場は囲い罠による捕獲を約 1 5 年間実施しており、当日もニホンジカ 2 頭が囲い罠に入り、止め刺しのため発砲したものです。

### 5. 被害者の怪我の状況

右腕を銃弾が貫通し骨折、入院治療中で命に別条はありません。

### 6. 事故後の市の対応

事故当日に、出雲市有害鳥獣捕獲班員に対し、事故の発生について緊急連絡するとともに、捕獲活動中における安全対策と注意を徹底するよう要請しました。

6 月 1 2 日に文書により、有害鳥獣捕獲活動中における安全対策について周知徹底を図りました。

6 月 1 5 日に有害鳥獣捕獲班臨時班長会を開催し、今回の事故と同様な囲い罠及び猟犬による捕獲を当面の間、自粛することとしました。また、今後、猟銃の取扱いに関する安全講習会を県並びに猟友会とともに開催する予定です。

